

E T Cマイレージカード利用申込書

情報ハイウェイ協同組合 行

本利用申込書記載のE T Cマイレージカード利用規約に同意のうえ、下記のとおり貴組合発行のE T Cマイレージカードを申し込みます。

申込年月日	年 月 日
組合員コード	
組合員名	
印	
担当者名	
TEL	FAX
E-mail	@

<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 追加	今回申込枚数	枚
-----------------------------	-----------------------------	--------	---

利用規約
<p>1. 本規約は、情報ハイウェイ協同組合（以下「組合」という。）が、E T Cマイレージサービス対応カード（以下「マイレージカード」という。）を発行及び管理するにあたり、カード利用者（以下「組合員」という。）は本規約に同意し、道路事業者が別途定めるE T Cシステム利用規約並びにE T Cマイレージサービス利用規約及び関係法令を遵守して利用するものとします。</p> <p>2. 組合員はマイレージカードを申し込むにあたり、本規約を承諾のうえ、申し込みに際し下記必要書類を組合に提出するものとします。但し、別途組合事業を利用するにあたり、既に同様の書類を組合に提出済みとき、組合員がその情報を利用することを承諾した場合は、同承諾を以て書類提出したものと見做します。</p> <p>一、 E T Cマイレージカード利用申込書</p> <p>二、 自動車検査証（電子車検証の場合は自動車検査証記録事項）の写し</p> <p>三、 E T C車載器セットアップ証明書</p> <p>四、 その他組合が必要と認めた書類</p> <p>3. マイレージカードの所有権は組合に帰属するものとし、組合は組合員に対してマイレージカードを貸与します。組合員は善良なる管理者の注意を以てマイレージカードを管理するものとします。また、組合員はマイレージカードの第三者への貸出、預託、譲渡、質入れその他担保利用などはできません。なお、マイレージカードの第三者使用による損害が発生した場合、組合は一切の責任を負いません。</p> <p>4. マイレージカードは組合に帰属する為、マイレージポイント管理（I D・パスワード含む）は組合で管理し、組合はカード利用に伴い付与・還元されるマイレージポイントの全てを組合員に還元するものとします。但し、組合員が本規約に違反した場合はこの限りではありません。</p> <p>5. 本規約に基づき、組合員は組合がマイレージポイントを管理することを承諾したものとします。組合は組合員のマイレージポイントの管理を適正に行い、自動・手動を問わずポイント還元の時期及び失効ポイント等については、組合員の利益に資するようE T Cマイレージサービスの</p>

利用規約の範囲内において可能な限り適切な処理を行うものとします。なお、組合が適当と認める範囲内で行ったポイント管理において、組合員のポイントの一部又は全部が失効した場合、組合は一切の賠償責任を負いません。

6. 組合員はマイレージカード発行にあたり、組合に対し所定の発行手数料を支払うものとします。また、マイレージカードを利用するにあたり、組合の定める利用手数料を支払うものとします。
7. 組合員はマイレージカードの紛失・盗難時の補償サービスの対価として、組合に定める補償サービス料を支払うものとします。組合は、組合員がマイレージカードの紛失・盗難により損害を被った場合は、別途案内する所定の条件によりカード紛失見舞金を支払うものとします。
8. 発行手数料・利用手数料・補償サービス料は、理由の如何を問わず返還はいたしません。
9. マイレージカード請求書は月末締めとし、毎月20日頃に組合員宛に発行します。組合員は組合に対し、マイレージカード請求書を基に組合が指定した日に指定の方法により支払いを行うものとします。また、組合員が前述の支払いを怠ったときは督促状を発行して支払期日を指定する場合があります。なお、組合員が支払いを怠った場合の支払遅延金は組合事業取引約定書のとおりとします。
10. 組合員が支払いを怠り支払遅延が発生した場合、組合は組合員に対して保証金の預託を申し込むことができるものとし、その金額他条件については組合と組合員で協議するものとします。また、預託した保証金は無利息とし、組合員が支払期日に通行料金の支払いを怠った場合、組合は何時でも保証金から充当できることとします。
11. 組合は、組合員が次の各号の何れかに該当した場合、事前に通告したうえで組合員に貸与済みの全マイレージカードについて返却を求めるとし、返却に応じない場合は事前の催告なしに全カードの利用停止措置を行います。それに伴い損害が発生した場合、組合は一切の責任を負いません。
 - 一. 組合員が定められた期日までに支払いを行わず、督促状にて指定する期日まで支払いができなかったとき。
 - 二. 組合員が定められた期日までの支払いを3回怠ったとき。
 - 三. 組合から求められた保証金の預託ができなかったとき。
 - 四. 本規約に違反したとき。
 - 五. 組合員の信用状況に著しい変化があると組合が認めたとき。
 - 六. その他著しく不適当な行為をしたと組合が認めたとき。
12. マイレージカードの有効期限はカード表面に記載された期日とします。有効期限の2ヶ月前までに組合員からの申し出がなく、組合が引き続きマイレージカードの利用を認めた場合は、新たな有効期限のカードを組合から貸与します。なお、有効期限内に発生したご利用料金及び各種手数料は、有効期限経過後も本規約の効力が維持されます。
13. ETCシステム及びETC車載器等、マイレージカード利用料金決済に関する事項以外の損害や紛議については、組合は一切の責任を負いません。
14. 組合員はマイレージカード申込み時に提出した個人情報について、組合が必要な範囲内で利用することに承諾したものとし、同個人情報は組合の責任において適切に管理し、目的外利用及び第三者への開示・漏洩は致しません。
15. 組合は本規約の一部又は全部を変更する場合があります。変更は組合理事会の議を経て行うものとし、改定後は全てのマイレージカード利用組合員に通知し、当該通知を以て組合員は改定内容を承諾したものと見做します。

組合使用欄						
担当者	受付1	受付2	受付3	決裁1	決裁2	決裁3